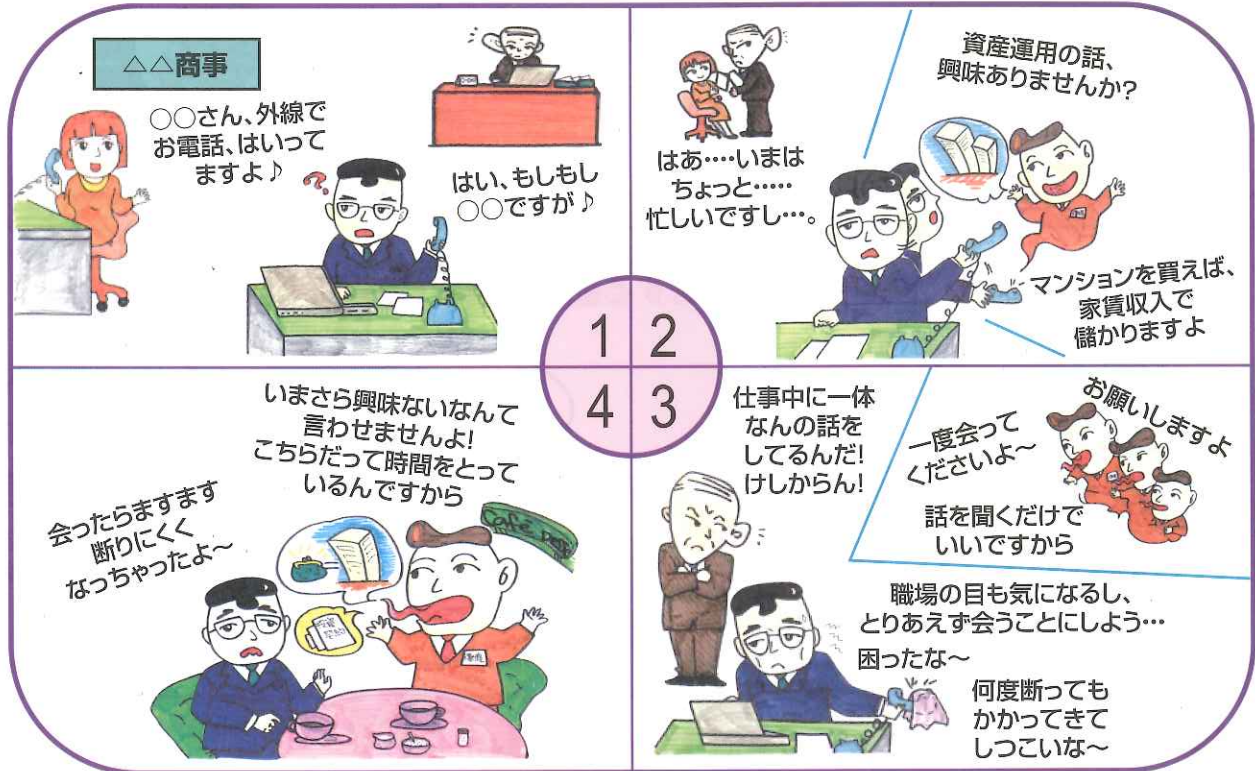




消費者注意報

Vol.6

「投資用マンション買いませんか？」職場勧誘に大迷惑!



<p>Q 職場への電話勧誘にはどう対処すればよいの?</p>	<p>A. まずは業者名と用件を確認しましょう。投資用マンションの勧誘だと分かれば「忙しい」などとあいまいな返事をしないで、はっきりと断り、すぐに電話を切りましょう。職場の人たちにも迷惑な勧誘電話であることを説明し、協力を求めていることが大切です。</p>
<p>Q 断っているのに、何度もかかってくるんだけど……</p>	<p>A. 法律上は、「契約をしない」と伝えた場合に、再度勧誘を行うことは禁止されています。会社名や勧誘している担当者名を名乗っていない場合には、会話を交わさずにすぐに電話を切りましょう。業者名や連絡先が分かっている場合には、免許を受けている各都道府県の宅地建物取引業法の所管課、国土交通省に申し出ましょう。</p>
<p>Q そもそも投資用マンションって儲かるの?</p>	<p>A. 「空室になっても賃料収入が保証される制度があるので、十分に返済できる。」「税金対策にもなる。」と勧誘されても、実際はローンの返済額より家賃収入額が下回るケースもあり、まず事業経営として成り立つかどうかの冷静な判断が必要です。</p>
<p>Q もしも契約してしまったら?</p>	<p>A. 店舗外で行う宅地建物取引業者が売り主となる取引では、契約書面を受け取ってから8日間以内はクーリング・オフができます。期間が過ぎていても契約を取り消すことができる場合もありますので、すぐに消費生活センターに相談しましょう。</p>

ご相談はお近くの消費生活センターへ

2011年12月発行

制作：NPO法人京都消費生活有資格者の会 発行：京都府

宅建業法改正で投資用マンションの 悪質勧誘の規制が強化されました!

※宅地建物取引業法

勧誘に先だって、名称を告げずに勧誘を行うことの禁止

業者名をきちんと
名乗らない業者は
相手にしない!



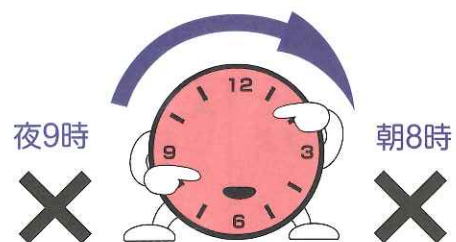
契約を締結しない意思を示した者に対する勧誘を禁止(再勧誘の禁止)

「お断りします」
「必要ありません」
「迷惑です!」
とはっきり断ること!



迷惑を覚えさせるような時間の電話・訪問勧誘を禁止

深夜・長時間の勧誘行為
だけでなく、
勤務時間中のしつこい勧誘や
会う約束を求めることもダメ!



※勧誘される側の承諾を
得ている場合は除きます

不安なときは
まずお電話を!

消費者ホットライン (お近くの相談窓口につながります)

☎ 0570-064-370

京都府消費生活安全センター

☎ 075-671-0004

山城広域振興局商工労働観光室

☎ 0774-21-2426

南丹広域振興局商工労働観光室

☎ 0771-23-4438

中丹広域振興局商工労働観光室

☎ 0773-62-2506

丹後広域振興局商工労働観光室

☎ 0772-62-4304

消費生活土日祝日電話相談

☎ 075-257-9002

京都府ホームページ(くらしの情報ひろば) <http://www.pref.kyoto.jp/shohise/>